

環森政第 135 号
栃木県環境審議会

栃木県環境基本条例（平成 8 年栃木県条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定による栃木県環境基本計画を策定するに当たり、同条第 3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

令和 6（2024）年 10 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

諮 問 理 由 書

本県では、ふるさと栃木県の健全で恵み豊かな環境を保全し、創造し、将来の世代に引き継いでいくために制定された栃木県環境基本条例（平成8年栃木県条例第2号）第10条第1項の規定により、平成11（1999）年3月に「栃木県環境基本計画」を策定し、これを基に環境の保全に関する施策を積極的に展開してきました。

この度、現計画の計画期間の終期が令和7（2025）年度であることから、令和8（2026）年度以降の新たな環境基本計画の策定に着手することとしました。

新たな計画では、地球温暖化による気候変動、人間活動に起因する大量絶滅による生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ等による汚染といった地球規模で直面する環境危機や、国際情勢を端緒とするエネルギー危機によるエネルギー安全保障の重要性の高まりといった時代の潮流、国の第6次環境基本計画で提唱された「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング」を目指す考え方などを参考とし、条例の基本理念に基づき本県の環境の保全に関する目標と施策の方向を明らかにしていきたいと考えております。

については、新たな栃木県環境基本計画を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

次期栃木県環境基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本県では、平成8年(1996)4月に施行された「栃木県環境基本条例」に基づき、平成11(1999)年3月に「栃木県環境基本計画」を策定し、環境保全対策の充実を図ってきた(以後、計画期間である5年ごとに策定)。

その後、令和3(2021)年3月に、「とちぎ環境立県戦略」、「とちぎエネルギー戦略」、「生物多様性とちぎ戦略」を取り込み、新たな将来像や目標、施策の方向性を示す(現行の)「栃木県環境基本計画」を策定し、環境政策等の課題を幅広く的確に把握しながら、計画に基づく各種施策を展開してきたところである。

この度、現計画の計画期間の終期が令和7(2025)年度であることから、令和8(2026)年度以降の新たな環境基本計画を策定するものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、栃木県環境基本条例第10条の規定に基づく計画であり、本県の環境の保全に関する施策の基本となるものである。

併せて、以下の法律等に基づく計画を包含するものとする。

- ・生物多様性基本法
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
- ・自然環境の保全及び緑化に関する条例

3 計画の期間

この計画は、おおむね10年後を展望した上で、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年とする。

4 計画の内容

この計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) その他環境の保全等に関する重要事項

5 計画の策定方針

この計画は、これまでの取組状況や新たな課題を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ体系的に推進するため、次の方針により策定する。

- (1) 次期県総合プランとの整合を図るほか、環境保全に関する部門ごとの施策の方向性を示すものとし、喫緊の環境課題に対応する。
- (2) 地球温暖化による気候変動、人間活動に起因する大量絶滅による生物多様性の損失、海洋プラスチックごみ等による汚染といった地球規模で直面する環境危機や、国際情勢を端緒とするエネルギー危機によるエネルギー安全保障の重要性の高まりといった時代の潮流、国の第6次環境基本計画で提唱された「現在及び将来の国民一人ひとりのウェルビーイング」を目指す考え方などを参考とし、条例の基本理念に基づき本県の環境の保全に関する目標と施策の方向性を示す。
- (3) 計画期間内に緊急に対応すべき課題や先導的な取組等を重点項目に位置づけ、施策の重点化を図る。

6 計画策定の方法

この計画は、次の方法により策定する。

- (1) 栃木県環境審議会及び各市町の意見を聴き、計画に反映させる。
- (2) 広く県民、事業者等の意見を聴くため、パブリックコメントを実施する。
- (3) 庁内における検討、調整及び決定は、とちぎ環境立県推進本部において行う。

7 計画策定の日程

この計画は、令和7（2025）年度末を目途に策定する。なお、主要な日程は、おおむね次のとおりである。

日 程	審 議 会	備 考
令和6（2024）年 10月	環境審議会【諮問】（策定方針）	
令和7（2025）年 9月	環境審議会【協議】（素案）	
11月	環境審議会【協議】（パブコメ案）	パブリックコメントの実施 市町への意見照会
令和8（2026）年 2月	環境審議会【答申】	
3月		計画の決定・公表

【参考】

○栃木県環境基本条例（平成8年条例第2号）（抜粋）

第2節 環境基本計画

第10条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、栃木県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

○生物多様性基本法（平成20年法律第58号）（抜粋）

第2章 生物多様性戦略

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- (2) 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- (3) 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 略

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）（抜粋）

第 2 章 基本方針等

第 8 条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- (2) 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- (3) その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 略

○自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和 49 年条例第 5 号）（抜粋）

第 6 章 緑化の推進

第 27 条 知事は、良好な生活環境の確保を図るため、緑化に関する基本計画（以下「緑化基本計画」という。）を定めなければならない。

2 緑化基本計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑化推進の目標
- (2) 緑地の配置及び造成に関する事項
- (3) 緑地の利用に関する事項
- (4) 緑化樹木等の需給に関する事項
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な措置に関する事項

3 略